


医科点数表の解釈 令和6年6月版

Web追補 No.4 (令和6年10月号)

令和6年10月10日作成

- 以下の通知・事務連絡により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和6年9月30日 保医発0930第7号 (令和6年10月1日適用)
 - 令和6年9月30日 保医発0930第9号 (令和6年10月1日適用)
 - 令和6年10月1日 医療課事務連絡
 - Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。<https://www.shaho.co.jp/publication/navi/>
 - 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その2)」(令和6年9月27日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その12)」(令和6年9月27日医療課事務連絡)
- 【『医科点数表の解釈(令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】**
https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/
- ◆ 施設基準(基本・特掲)等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
528	右	下から7～6行目	又はECLIA法	, ECLIA法又はCLIA法
528	右	下から6行目	【次行に追加】	(令 6. 9.30 保医発 0930 9)
545	右		【D013肝炎ウイルス関連検査「5」のHCV抗体定性・定量の所定点数(102点)を準用する項目として追加】 ◇ HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性は、ECLIA法により測定した場合に、D013肝炎ウイルス関連検査の「5」HCV抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。 	(令 6. 9.30 保医発 0930 9)
824	右	上から2行目	算定する。	算定する。また、非外科的治療が無効又は適応とならない白斑の治療を目的とした自家培養表皮移植の前処置として行う際には、グラインダー、炭酸ガスレーザ、超音波手術器、エルビウム・ヤグレーザ及び水圧式ナイフ等で剥削した場合に算定できる。
824	右	上から3行目	【次行に追加】	(令 6. 9.30 保医発 0930 7)
1097	—	上から3行目	(令 6. 3. 5 保医発 0305 8) (最終改正;令 6. 8.30 保医発 0830 1) 【黄色網かけはWeb追補No.3にて改正済み】	(最終改正;令 6. 9.30 保医発 0930 7)
1107	右		【下から18行目の次に次のように追加】 (8) 自家培養表皮(非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合) ア 非外科的治療が無効又は適応とならない白斑患者のうち、12歳以上の患者に対して使用した場合に限り算定できる。 イ 調製・移植キットについては、非外科的治療が無効又は適応とならない白斑を切除した後の創部に対して、創閉鎖を目的として使用した場合に、原則として一連の治療計画につき40枚を限度として算定する。ただし、医学的に必要な場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で50枚を限度として算定できる。 ウ 関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。 エ 次のいずれにも該当する医師が術者として使用した場合に限り算定する。 a 皮膚科又は形成外科の経験を5年以上有していること。 b 「K014」皮膚移植術(生体・培養)を術者として3例以上実施した経験を有する常勤の医師又は「K014」皮膚移植術(生体・培養)を術者として3例以上実施した経験を有する医師の指導下で当該手術を実施する常勤の医師であること。	

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>オ 自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合）を使用することについて、医療上の必要性及び合併症等について患者に説明し、説明した内容を診療録に記載するとともに、説明を行った旨を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>カ 採取・培養キットについては、一連の治療計画の初回治療月に1回に限り算定できる。</p> <p>キ 診療報酬明細書の摘要欄に、非外科的治療が無効又は適応とならないと判断し、かつ、自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合）の適応となると判断した医学的理由を詳細に記載すること。また、複数回に分けて治療することが予定されている場合は、一連の治療計画の内容として以下の事項を摘要欄にあわせて記載すること。</p> <p>a 治療開始年月及び治療終了予定年月</p> <p>b 治療間隔（日数）及び治療回数</p> <p>c 一連の治療において使用することを計画している枚数</p>	
1376	左	上から21行目	1から4まで	1から6まで
1579	－	上から3行目	<p>(令 6. 3. 5 保医発 0305 6)</p> <p>(最終改正;令 6. 8. 20 保医発 0820 1)</p> <p>[黄色網かけはWeb追補No. 3にて改正済み]</p>	(最終改正;令 6. 9. 30 保医発 0930 7)
1664	右	下から7～6行目	遵守していること。	遵守していること（ただし、自己多血小板血漿ゲルを用いた創傷治癒の促進に用いるものとして薬事承認を得ている医療機器を用いて実施した場合を除く。）。
1710	右	下から10行目	病理診断管理加算又は口腔病理診断管理加算	病理診断管理加算，悪性腫瘍病理組織標本加算又は口腔病理診断管理加算

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

X (旧Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供，その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。